

用語解説

あ行

アウトリーチ

医療・福祉関係者等が直接出向いて必要とされる支援に取り組むこと、あるいは支援につなげていくこと。

医師偏在指標

全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、国が算出したもの。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、かく痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み（「障害者の権利に関する条約」第 24 条から）。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

オンブズパーソン

高い識見と権威を備えた第三者（オンブズパーソン）が、行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場からその原因を究明し、是正措置を勧告することにより、簡易迅速に問題を解決する。

か行

学習サポーター

少人数指導などの授業支援や補習等による学習支援を行うため、県内の市町村立小・中・義務教育学校（千葉市を除く）に配置している人材。退職された教職員や非常勤講師などの教職経験者、教員志望の大学生など、多様な地域人材を配置している。

家庭教育支援チーム

地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育に関する相談や情報提供等を行うとともに、教育と福祉の連携を図りながら、保護者の集まる場所に支援者が出向いて行うアウトリーチ型家庭教育支援により、支援の必要な家庭を適切な機関につなぐ等の支援を行う体制のこと。

がっこうえいきょうぎかいせいど こみゆにてい すくーる 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

護者や地域住民が、一定の権限と責任を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議することで、学校と共にこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのこと。学校運営協議会制度を導入した学校のことをコミュニティ・スクールという。

かふ 寡婦

配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの。

きゃりあきょういく キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

ぐろーばるか グローバル化

文化、経済、政治など人間の諸活動が、国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一体化される現象。

けいほうはんになちけんすう 刑法犯認知件数

警察において、認知した事件の数。

けんいき 圏域

健康福祉センターの区域を基本とした 13 圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計 16 の障害保健福祉圏域のこと。

けんかいつせいごうどうばとろーる 県下一斉合同パトロール

青少年を健全に育てる運動期間に、県内各地において、青少年補導員等が中心となって、街頭補導活動や青少年の非行防止に係る啓発活動。

こそだ せだいほうかつしえんせんたー 子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点。

かていせんたー こども家庭センター

母子保健・児童福祉の両機能の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」を一体的に組織化した機関。児童福祉法に基づき、市町村が設置する。

こども食堂^{しょくどう}

定義はないが、安価または無料での食事の提供や多世代交流、居場所づくりなど様々な目的で、民間団体等の自主的な取組として、多種多様な形態で運営されている。

こどもホスピス^{ほすぴす}

生命を脅かす病気を抱える（LTC: Life-threatening conditions）こどもとその家族が、病院と自宅以外の居場所として、家族と一緒に、安心して遊びや学び、こどもとして「生きる」ことを全うできるような体験をしたり、家族にも安らぎの場となる環境を提供する施設・取組。

こどもまんなか社会^{しゃかい}

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据えている社会。

さ行

さとおや 里親

親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせないこどもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

さんじきゅうきゅういりょう 三次救急医療

救急車により直接、または初期・二次救急医療機関から転送される重篤救急患者に対する救命医療を行うこと。

じがどひがい 自画撮り被害

だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メール等で送られる被害。

じここうていかん 自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。

じこゆうようかん 自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。他人の役に立った、他人に喜んでもらえた等、相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」「自己肯定感」等の語とは異なる。

じどうかていしえんせんたー 児童家庭支援センター

地域において、こどもやその家庭に関する相談に応じ、専門的な知識や技術に基づく助言や指導を行うとともに、児童相談所や市町村等の関係機関との連絡調整を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設。

しゃかいじんけんきょういく
社会人権教育

社会教育における人権教育のこと。

じゃくねんむぎょうしゃ
若年無業者

若年の、就業しておらず、求職活動もしていない者のうち、家事も通学もしていない者。

なお、厚生労働省では、15～34歳の非労働力人口（就業しておらず、求職活動もしていない者）のうち、家事も通学もしていない者のことをニート (Not in Education, Employment or Training) と定義している。

しゅうさんき
周産期

妊娠後期（妊娠満 22 週以降）から早期新生児（生後 1 週未満）までの出産前後の時期のことをいう。

しょうがいがくしゅう
生涯学習

人々が生涯にわたり、様々な場や機会において行うあらゆる学習のこと。趣味やスポーツ・文化的活動、読書等の個人の学習のほか、それぞれのライフステージにおける教育による学習が含まれる。

しょうねん ふくし がい はんざい
少年の福祉を害する犯罪

少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）等がある。

しょくいく
食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

しょうかいぜんとうかさん 2
処遇改善等加算Ⅱ

公定価格（保育等に要する費用の額の算定に関する基準として国が定めた額）における技能・経験を積んだ職員に係る人件費の加算のことをいう。

じょぶかふえ
ジョブカフェちば

「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」は、船橋駅前フェイスビル内に県が設置している施設であり、概ね 30 歳代（登録は 44 歳まで可）までの若者を対象とした就職支援センター。

じりつえんじょほーむ 自立援助ホーム

義務教育を終了した満20歳未満の児童等が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業を言う。

すくーる ぼりしー スクール・ポリシー

令和3年3月末の学校教育法施行規則の一部改正により策定、公表することが規定された、高等学校における育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の3つの方針のこと。

すくーるかうんせらー スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

すくーるそーしゃるわーかー スクールソーシャルワーカー

生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

すくーるろいヤー スクールロイヤー

児童生徒を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士。千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士が、教育事務所等に複数名登録されている。

せいしょうねんそうだんいん 青少年相談員

地域社会における青少年健全育成の積極的な推進を図るため、市町村長の推薦に基づき知事から委嘱されており、スポーツや野外活動を通じた青少年のための体験学習等の企画・運営等を行っている。

せいしょうねんほどういん 青少年補導員

青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下17市において、合計2,107人（令和4年5月1日現在）が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、こどもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

せいてきしこう せいじにん 性的指向・性自認

「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか、「性自認」（性の自己認識）とは、自分の性をどのように認識しているかを指し、「心の性」と言われることもある。

せいべつ い わ 性別違和

公益社団法人日本精神神経学会は、米国で平成 25 (2013) 年に策定された精神疾患の新診断基準「DSM-5」で示された病名について、平成 26 (2014) 年 5 月に日本語訳を「性同一性障害」から「性別違和」に変更した。

ぜんけん ふくすうけんいき たいおうがたしょうにいりょうれんけいきよてんびょういん 全県（複数圏域）対応型小児医療連携拠点病院

三次医療圏（先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域）において、中核的な小児医療を実施する病院のこと。

ぞーん ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

た行

ちいきがっこうきょうどうかつどう 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のこと。

ちいきがっこうきょうどうかつどうすいしんいん ちいきこーでいねーたー 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

地域学校協働活動の企画・運営、関係者への連絡・調整、地域住民への呼びかけなど、地域と学校のつなぎ役として、子どもたちの成長を支える様々な活動を進める役割を担う。

ちいきがっこうきょうどうほんぶ 地域学校協働本部

地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

ちいきしょうきぼじどうようごしせつ 地域小規模児童養護施設

児童養護施設が本体施設とは別の場所において、できる限り家庭に近い環境で、5～6 人のこどもの養育を行うグループホーム。

ちいきれんけいあくていぶすくーる 地域連携アクティブスクール

学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てる学校。

ちいきわかものさぼーとすてーしょん 地域若者サポートステーション

若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

ちくふとうこうとうじどうせいとしえんきよてんこう 地区不登校等児童生徒支援拠点校

各教育事務所管内に生徒指導体制が整備されているセンター校を各2～3校指定しており、拠点校には、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を行う。

ちゅうかくちいきせいかつしえんせんたー 中核地域生活支援センター

子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して、24時間365日体制で総合的、広域的、高度な専門性をもった寄り添い支援を行う千葉県独自の福祉の総合相談支援機関。

でんわでさぎ 電話de詐欺

振り込め詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民に募集して、選んだ広報用の名称。

とくていきょういくほいくしせつとう 特定教育・保育施設等

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。

とくべつかつどう 特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する活動で、例えば、学級活動や学校行事等を指す。

な行

にーと ニート

Not in Education, Employment or Training の略 (NEET)。厚生労働省では、15～34歳の非労働力人口（就業しておらず、求職活動もしていない者）のうち、家事も通学もしていない者のことをニートと定義している。

にじいりょうけん 二次医療圏

医療機関相互の機能分担に基づく連携による包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域のことをいう。

にほんばんていーびーえす

日本版DBS

教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み。

ねっとぱとろーる

ネットパトロール

県内の全ての中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等を対象とし、SNS 等における問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行う。

ねっとりてらしー

ネットリテラシー

一般に「ネットワークを正しく利用する能力」との意味合いで使われているが、ここでは少し意味を限定して「ネット・トラブルに巻き込まれないための自衛能力」という意味で使っている。

は行

はいりすくにんさんぶ

ハイリスク妊産婦

妊娠中、出産中または産後において、母体及び胎児（新生児）のいずれかまたは両者に、健康上の問題や合併症を悪化させるなどの危険が予想され、妊産婦死亡、周産期死亡等の発生する可能性がある妊産婦のことをいう。

はらすめんと

ハラスメント

いわゆるいじめ、嫌がらせなど様々な妨害、権利の侵害、差別待遇など、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為。

ぼりあふりー

バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいう。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭。

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭及び寡婦。

ひんこんりつ 貧困率

低所得者の割合を示す指標。経済協力開発機構（OECD）の基準を用い、収入から税金などを差し引いた全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して低い順に並べ、中央の額の半分（貧困線）に満たない人の割合を「相対的貧困率」としている。

なお、こども（17歳以下の者）全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合を「こどもの貧困率」、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合を「こどもがいる現役世帯の貧困率」としている。

ふあみりーほーむ ファミリーホーム

厚生労働省が定めた第二種福祉事業で「小規模住居型児童養育事業」を行う住居。家庭環境を失ったこどもたちを経験豊かな養育者の家庭に5～6人迎え入れ、こども同士の相互交流を通じて基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的とする。

ふいるたりんぐ フィルタリング

青少年を違法・有害情報との接触から守るため、有害サイトへのアクセスを制限するサービスのことで、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に保護者の責務として義務付けられている。

ふーどばんく フードバンク

家庭や企業等から余剰となった食品や市場に流通させることができない食品を回収し、生活に困窮する家庭や福祉施設等に無償で提供する活動を行う団体。

ふしかてい ふしせたい 父子家庭（父子世帯）

配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭。（離婚、死別、未婚等）

ふとうこうじどうせいと 不登校児童生徒

当該年度間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童生徒（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）をいう。

ぶらすぼうはん プラス防犯

買い物や犬の散歩時など、日々の生活に防犯の視点をプラスして周囲に目を配りながら地域の安全を守る活動。

ふりーすくーる フリースクール

不登校等、様々な事情や課題を有するこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

ふりーたー フリーター

若年のパート・アルバイト及びその希望者。

なお、労働力調査では、以下の通り定義している。

年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち次の者。

- ・雇用者のうち勤め先における呼称がパート・アルバイトの者
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態がパート・アルバイトの者
- ・非労働力人口で、家事も通学もしていないその他の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態がパート・アルバイトの者

ぶれこんせぶしょんけあ プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

ぺあれんとめんたー ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。

ほうかごこどもきょうしつ 放課後子供教室

放課後等における、全てのこどもたちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、市町村と連携しながら、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て学習やスポーツ・文化活動、交流活動などを行う取組のこと。

ほうかごじどうくらぶ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとされている。

実施場所は、学校敷地内専用施設、学校の余裕教室及び児童館等で行われている。

また、クラブの運営は、市町村、社会福祉法人等で行われており、利用時間、利用料金等はそれぞれの自治体及び運営主体によって異なる。

ほしかてい ほしせたい 母子家庭（母子世帯）

配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭（離婚、死別、未婚等）

ま行

ものづくりマイスター制度

建設業及び製造業における100を超える職種を対象に、高度な技術をもった「ものづくりマイスター」が技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。

や行

やんぐけあラー ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

ゆねすこすくーる ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流して、環境教育や国際理解教育などの活動を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会において、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい 要保護児童対策地域協議会

虐待等により保護者に監護させることが適当ではない、保護者がいないなど保護や支援が必要なこどもについて、市町村、児童相談所、教育機関、警察、医療機関などの関係機関が、情報交換や支援内容の協議等を行うための組織。児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置・運営する。

よほうせっしゅせんたー 予防接種センター

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的として設置されており、慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種、健康被害への対応、予防接種に関する正しい知識や情報の提供、地域の医療機関に対する相談対応支援、医療従事者研修の実施等を行っている。

ら行

らいふこーすあぶろーち ライフコースアプローチ

成人における疾病の原因を胎児期や幼少期、およびその後の人生をどのような環境で過ごし、どのような軌跡をたどってきたのかという要因で説明しようとする学問。

らいふでざいん ライフデザイン

「将来、どのような人生を送りたいか」を自分の価値観に基づいて描くこと。

りべんじぼるの リベンジポルノ

嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開すること。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（通称：リベンジポルノ防止法）」により規制されている。

れすばいと レスパイト

介護を必要とする人の家族を一時的に介護から解放する事によって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

わ行

わーく らいふ ばらんす ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事と育児、介護、自己啓発、休養、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな活動を自らの希望どおり展開できる状態のことをいう。

アルファベット

えーあい AI

Artificial Intelligence (人工知能) の略。インターネット上などに存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのこと。

あ や せだい かんじゃ AYA世代のがん患者

Adolescent & Young Adult (思春期・若年成人) 世代の略称で、15歳から39歳までのがん患者を指す。

せふあーる CEFR

Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠) の略で、言語能力を評価する国際指標。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会が発表したもの。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階の共通参照レベルが示されており、このうちA1レベルは実用英語技能検定の3級程度、A2レベルは準2級程度に相当する。

でいーぶい DV

Domestic violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。「ドメスティック=家庭内の」「バイオレンス=暴力」であり、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

いーえすでいー ESD

Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略。気候変動や生物多様性の喪失など、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

ぎ が す く ー る こうそう
G I G Aスクール構想

全国の児童・生徒が使用する1人1台端末と高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現することを目的とした文部科学省の施策。「GIGA」とは、Global and Innovation Gateway for All（すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）を意味する。

あいしーていー
I C T

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
デジタル化された情報をインターネットなどの通信技術を利用して伝達する技術の総称。

えるじーびーていー
L G B T

レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害などで心と体の性が一致しない人の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

えすでいーじーず
S D G s

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

えすえぬえす
S N S

Social Networking Service の略。人と人の社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。共通の価値観に基づくコミュニティの形成を促進するものとされており、災害時の情報収集・発信や、地域課題の解決策と検討する場としても期待されている。

すーぱー・さいえんす・はいすくーる
S S H

文部科学省が、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業。

ていーていー
T T

ティーム・ティーチング（team teaching）の頭文字をとって「TT（ティーティー）」と呼ばれる。教師がティームを作って、協力して授業を行うことで、教育効果を高めようとする取り組み。

資料1 計画策定の経緯

令和6年 7月18日	第1回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 計画の策定について
7月29日	第1回千葉県子ども・子育て会議(書面開催) 計画の策定について
8月23日	第1回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会 計画の策定について
8月30日	第1回千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会母子・里親部会 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプランの次期計画について
9月10日	第2回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 計画の素案について
11月10日	第2回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会 計画の素案について
12月16日	第2回千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会母子・里親部会 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプランの次期計画について
12月20日	第3回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 計画の原案について
令和7年 1月9日	第2回千葉県子ども・子育て会議 計画の原案について
2月 4日 ～2月25日	パブリックコメントの募集 各市町村への意見照会
3月11日	第3回千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会母子・里親部会 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプランの次期計画について
3月21日	第3回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会 計画案について
3月25日	第4回(仮称)千葉県子ども計画策定会議 計画案について
3月28日	第3回千葉県子ども・子育て会議(書面開催) 計画案について
3月28日	計画の策定

資料2 千葉県こども計画策定会議 構成員名簿

令和7年3月現在
(敬称略・50音順)

番号	氏名	所属等
1	荒井 淳一	市長会 君津市副市長
2	石井 敏之	株式会社千葉日報社 総務局総務部長
3	石井 芳人	千葉県児童福祉施設協議会
4	大野 京子	千葉県医師会
5	尾関 範子	次世代育成支援対策千葉県協議会 会長
6	風間 一郎	一般社団法人 全千葉県私立幼稚園連合会 会長
7	柏女 霊峰	(仮称) 千葉県こども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会 部会長
8	川名 康介	千葉県議会健康福祉常任委員会 委員長
9	木村 得道	千葉県PTA連絡協議会 会長
10	小林 一仁	千葉県特別支援学校長会 副会長
11	貞廣 斎子	千葉県青少年問題協議会 会長
12	眞田 範行	千葉県子ども・子育て会議 会長
13	清水 弘恵	千葉県高等学校長協会
14	新福 麻由美	千葉県知的障害者福祉協会
15	瀧本 明良	日本労働組合総連合会 千葉県連合会 部長
16	竹田 かほり	一般社団法人 千葉県商工会議所連合会 主査
17	鉄井 修一	千葉県中学校長会 副会長
18	松山 益代	千葉県保育協議会 会長
19	宮崎 晶子	千葉県小学校長会 副会長
20	宮崎 雄一	千葉県青少年相談員連絡協議会 会長
21	森 岳	千葉県議会環境生活警察常任委員会 委員長
22	森竹 津四志	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー 千葉県国際交流センター センター長

資料3 (仮称) 千葉県こども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会構成員名簿

令和7年3月現在
(敬称略・50音順)

番号	氏名	所属等
1	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 特任教授
2	菊地 謙	特定労働者協働組合ワーカーズコープちば 理事長 中核地域生活支援センターまるっと 所長 千葉県生活自立・仕事相談センター稲毛 管理者
3	佐藤 健太	社会福祉法人獅子吼園 児童養護施設獅子吼園 施設長
4	拓植 奏羽	特定非営利活動法人B-Net 子どもセンター 理事長
5	恒岡 真由美	柏市こども部こども福祉課 次長兼課長
6	初谷 千鶴子	学校法人増田学園 福祉保健推進室 室長 千葉女子専門学校 教諭
7	藤岡 実	特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎 学び舎ゆーすぽーと コーディネーター

資料4 千葉県子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在
(敬称略・50音順)

	氏名	所属
1	荒井 淳一	君津市副市長
2	伊東 将希	県民公募
3	稲垣 美加子	淑徳大学教授
4	大野 京子	千葉県医師会理事
5	風間 一郎	一般社団法人 全千葉県私立幼稚園連合会 常任理事
6	眞田 範行	弁護士
7	瀧本 明良	日本労働組合総連合会千葉県連合会部長
8	竹田 かほり	一般社団法人千葉県商工会議所連合会主査
9	戸巻 聖	千葉県認定こども園会議共同代表
10	原田 昭弘	千葉県学童保育連絡協議会副会長
11	深津 さよこ	聖徳大学准教授
12	福山 里穂子	千葉県国公立幼稚園・こども園協会副会長
13	松山 益代	千葉県保育協議会会長
14	宮崎 晶子	千葉県小学校長会副会長
15	矢萩 恭子	和洋女子大学教授



千葉県こども・若者みらいプラン

令和8年3月改定

[編集・発行]

千葉県健康福祉部子育て支援課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL : 043-223-4502

FAX : 043-222-9939

[千葉県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp>



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん